

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	障害者福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壱岐市は、障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長崎県壱岐市長

公表日

令和5年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者福祉関係事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <p>・児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①各種手帳の管理・交付・返還・変更等に関する事務 ②障害福祉サービス、障害者支援施設等の入所に関する事務 ③特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当の支給に関する事務 ④自立支援給付(介護給付、訓練等給付、自立支援医療、補装具)の支給に関する事務 ⑤日常生活用具の給付に関する事務</p>
③システムの名称	1.障害者福祉システム 2.中間サーバー 3.統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1.障害者台帳情報ファイル 2.補装具情報ファイル 3.日常生活用具情報ファイル 4.障害福祉サービス情報ファイル 5.福祉手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項、別表第一の第8,11,12,14,34,47,84の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8,11,12,14,25,38,60条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)(16、26、56の2、57、87、108、116の項) (別表第二における情報照会の根拠)(10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部市民福祉課・いきいろ子ども未来課
②所属長の役職名	市民部市民福祉課長・いきいろ子ども未来課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部総務課 〒811-5192 長崎県壱岐市郷ノ浦町本村触562番地 TEL 0920-48-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I-5-① 部署	市民部市民福祉課 ・ 市民部こども家庭課	市民部市民福祉課 ・ いきいろ子ども未来課	事後	
平成28年9月30日	I-5-② 所属長	市民部市民福祉課長 石尾正彦 ・ 市民部こども家庭課長 増田誠	市民部市民福祉課長 石尾正彦 ・ 市民部こども家庭課長 増田誠	事後	
平成28年9月30日	I-4-② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (15、26、47、56の2、57、87、109、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) (9、10、11、15、20、67、68、85、108、109、110の項)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (16、26、56の2、57、87、108、116の項) (別表第二における情報照会の根拠) (10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110の項)		
平成28年9月30日	II-1 対象人数	平成27年11月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成28年9月30日	II-2 取扱者数	平成27年11月1日 時点	平成28年9月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	市民部市民福祉課長 石尾正彦 ・ 市民部こども家庭課長 増田誠	市民部市民福祉課長 崎川敏春 ・ 市民部こども家庭課長 増田誠	事後	
平成30年6月26日	II-1 対象人数	平成28年9月1日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年6月26日	II-2 取扱者数	平成28年9月1日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-1 対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-2 取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和2年5月29日	I-5-② 所属長	市民部市民福祉課長 崎川敏春 ・ 市民部こども家庭課長 増田誠	市民部市民福祉課長 ・ 市民部こども家庭課長	事後	
令和2年5月29日	II-1 対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和2年5月29日	II-2 取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	II-1 対象人数	令和2年5月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和4年9月1日	II-2 取扱者数	令和2年5月1日 時点	令和4年9月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	I-5-② 所属長	市民部市民福祉課長 ・ 市民部こども家庭課長	市民部市民福祉課長 ・ いきいろ子ども未来課長	事後	
令和5年6月1日	II-1 対象人数	令和4年9月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	II-2 取扱者数	令和4年9月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	